

(政務活動費用)

(様式1)

出張報告書

令和7年9月12日

釧路市議会議長 畑中 優周 様

会 派 名 市民連合議員団

代表者名 宮田 団



次のとおり、政務活動費による出張を終えましたので報告します。

受 命 者	板谷 昌慶
出 張 先	苫小牧市、登別市
期 間	令和7年8月21日～令和7年8月23日（3日間）
用 務	議会改革について（苫小牧市、登別市）
調査（研修） 結果等の概要	別紙参照
備 考	

- 注） 1 資料等がある場合、添付すること。資料は、事務局経由で会派へ返却するので、本出張報告書（原本）とともに会派で保管すること。
- 2 調査結果等の概要は、別紙による記載も認める。

議会改革について

日程：令和7年8月21日

訪問先：苫小牧市議会

担当者：苫小牧市議会 松尾 省勝副議長、
議会事務局 白石 奈緒主査、河原田 尚史主査

出席者：大越 拓也（議会改革特別委員会 委員長）（文責）

板谷 昌慶（同 副委員長）

河合 初恵（同 代理）

釧路市議会 議会改革特別委員会において、議会改革を進めるにあたり、同規模の都市における先進的な事例を学ぶことは極めて有意義であると判断した。苫小牧市議会は人口規模が釧路市と近く、また議員定数や議員報酬、議会基本条例・政治倫理条例の制定・見直し、市民参加型の広報活動など多岐にわたる議会改革を継続的に行っていることから、釧路市にとって直接的に参考となる要素が多いと考え、視察先に選定した。

苫小牧市議会では、平成23年5月に代表者会議の下に「議会改革に関する検討会」を設置し、平成27年5月には「議会改革検討会」と名称を改めた。座長に議長、副座長に副議長、各会派の代表を構成員とし、議会改革に関する事項を検討。検討会は公開で開催され、傍聴者に加えてインターネットによる生中継も行うなど、市民に開かれた議論が行われている点が大きな特徴である。

1. 議員定数及び報酬に関する取り組み

(1) 議員定数

平成24年11月、30名から28名へ削減。以降も令和2年、令和6年の全員協議会・検討会において現状維持・削減・増員の議論が行われ、最終的に「現状維持28名」と決定。結果は維持であっても、継続的に議論を行う姿勢そのものが重要であるとのこと。

(2) 議員報酬

約30年間据え置かれていた議員報酬について、令和6年1月に見直しを求める要望書を市長へ提出。同年2月の報酬審議会答申に基づき、議長56万円、副議長51万円、議員47万円へ改定。「議員活動への専念環境の確保」「議会の活性化」「人材確保」が見直しの趣旨とされた。

※これらは、釧路市議会や帯広市議会も参考にしたとのこと。

2. 議会基本条例・政治倫理条例

(1) 議会基本条例

制定後も4年に一度の見直しを行い、形骸化を防ぐ工夫を実施。PDCAサイクルを導入し、不断の改善を図っている。

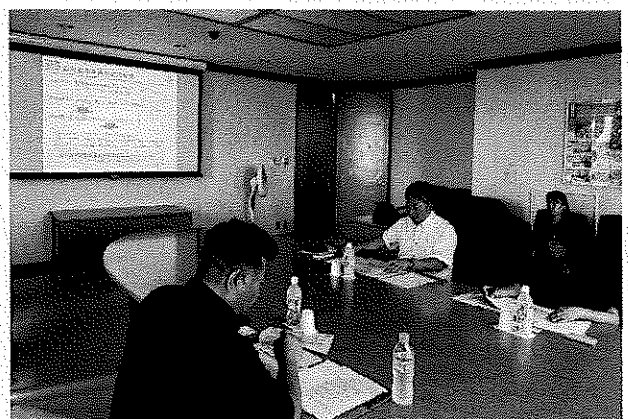
(2) 政治倫理条例（2023年4月施行）

議員が主体的に必要性を感じて制定に至ったものであり、他市に例を見ない「議員自らを律する条例」と位置づけられている。山口県萩市議会の条例を参考とし、令和に策定された点、議員のみを対象とした点、ハラスメント規定を盛り込んでいる点が採用の理由。制定の背景には「議員が議員を律することによる自浄作用」の発揮があり、既に次回の見直しを視野に入れているとのこと。

3. 市民への情報発信

苫小牧市議会では「とまこまい市議会だより」の改善を目的に、市民2,000人を対象としたアンケート調査を実施。

寄せられた意見を紙面づくりに反映し、双方向性を確保している点は、釧路市議会広報にとっても参考となる取組といえる。



苫小牧市議会の視察を通じて感じたことは、議会改革を公開の場で進め、市民がその議論を直接見届けられるようにする姿勢が、議会への信頼を根幹から支えているという点である。

議員定数や報酬、さらには条例に関する議論を「一度決定して終わり」にせず、不断の見直しを続ける文化が組織として定着しており、これこそが持続的な改革を可能にする基盤となっている。加えて、市民アンケートを通じて議会広報を改善するなど、市民参画の視点を積極的に取り込んでいることは、議会と市民との距離を縮める有効な方策である。そして、政治倫理条例の制定に見られるように、議員が自らを律する仕組みを制度化し、自浄作用を

高めようとする姿勢は、現代の議会に求められる規範意識の表れである。平成 23 年に「議会改革に関する検討会」を設置し、平成 27 年からは「議会改革検討会」と名称を改め、公開とインターネット中継の下で継続的に議論を重ねてきた苫小牧市議会の取り組みは、開かれた議会を目指す釧路市議会にとって大いに示唆に富むものであった。

議会改革について

日程：令和7年8月22日

訪問先：登別市議会

担当者：登別市議会副議長 小栗 義朗氏
議会事務局 総括主幹 山本 直人氏

出席者：大越 拓也（議会改革特別委員会 委員長）（文責）
板谷 昌慶（同 副委員長）

釧路市議会 議会改革特別委員会において、議会改革を進めるにあたり、全国的に高い評価を受けている登別市議会の取組を直接学ぶことは極めて有意義であると判断し、視察先を選定した。登別市議会は早稲田大学マニフェスト研究所が実施する「議会改革度調査」において、2023年・2024年と2年連続で全国1位を獲得するなど、先進的な取り組みで知られている。

（１）議会改革の推進体制

登別市議会では、議会改革を一過性の取り組みとせず、継続的な改善を制度的に担保している点が特徴的である。議会基本条例および政治倫理条例を整備し、いずれも数年ごとの見直しを制度化。形骸化を防ぎ、常に現代的な課題に対応することを重視している。

（２）オンライン委員会の導入

令和3年には、全国に先駆けてオンライン委員会制度を立ち上げた。育児や介護、体調不良などで登庁が困難な場合でも、自宅等からオンラインで出席・発言が可能となる仕組みである。特に一般質問を遠隔で行える点は画期的であり、多様な市民層から議会への参加を促す効果も期待されている。

（３）市民サポーター制度

登別市議会の大きな特徴として「市民サポーター制度」がある。これは議会活動や施策の検証に市民が直接参画する仕組みで、議会と市民の距離を縮める役割を果たしている。サポーターは議会活動に関するアンケートや意見交換を通じ、議員に対して市民の実感に基づく声を届ける。これにより、議会活動が市民生活に根差したものとなるよう不断のフィードバックが機能している。

(4) 政治倫理条例

登別市議会は、議員自らを律する仕組みとして政治倫理条例を制定。山口県萩市議会の条例を参考に、以下の特徴を取り入れている。

- ①令和に策定された最新の事例であること
- ②対象を議員のみに限定したこと
- ③ハラスメント規定を盛り込んだこと

「議員が議員を律する」という自浄作用を強調した制度であり、将来的な改正も視野に入れられている。

(5) 議員定数

登別市議会の議員定数は現行 19 名で、次期改選期（2027 年）からは 16 名へ削減する条例改正が可決されている。もっとも、視察時の説明では「定数は単なる数値の多寡ではなく、万が一の事態に備える観点から考慮すべきである」との意見が強調された。実際に現在、議員が病欠となり委員会運営に支障をきたしている事例があり、定数削減が行き過ぎれば、議会機能や委員会審査機能の維持に支障を生じるリスクがあるとの指摘があった。これは「人口減少＝定数削減」という単純な発想を超え、議会の機能確保を重視した議論が不可欠であることを示している。

登別市議会の取組は、単に制度を導入するに留まらず、不断の見直しと改善を文化として根付かせている点に大きな特徴がある。議員定数についても、削減ありきではなく、議会機能維持を前提に議論を進める姿勢が示され、釧路市議会にとって重要な示唆を与えるものであった。市民サポーター制度やオンライン委員会制度など、市民参画と柔軟な議会活動を両立させる試みは、開かれた議会を目指すうえで大いに参考となる。さらに、政治倫理条例に象徴される「議員自らを律する仕組み」の構築は、議会の自浄作用を高め、市民の信頼基盤を強固にするものである。全国 1 位の評価は、その積み重ねの成果にほかならず、釧路市議会が今後議会改革を進める上で貴重な羅針盤となる。

